

人事案件2件を同意 条例改正19件と 補正予算4件を可決

一方、特別会計の補正予算については、国民健康保険事業特別会計は主に高額療養費の増によるものです。また、介護保険事業特別会計は介護保険事業計画策定に係るアンケート調査委託料を、用地取得特別会計については、松田警察署の建て替え用地を県へ売却するために、不動産鑑定評価業務委託料を計上したものです。

下記19件の条例改正の審議や人事案件（監査委員・教育委員会委員）の同意を行いました。また、平成25年度一般会計補正予算（第5号）が提案され、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,207万6千円を増額し、予算総額を39億1,133万6千円としました。歳入が増額となった主な要因は、前年度繰越金と地方交付税が確定したこと、松田町外二ヶ町組合の所有地を第二東海自動車道用地として売却したことに伴う配分金などです。歳出では、**財政調整基金**や**教育施設整備基金**への積立、国民健康保険事業特別会計への繰出金などです。

平成25年 第4回定例会

会期 4日間
12月3日(火)～6日(金)

- 第1日目（3日）一般質問7人（7件）
 - 第2日目（4日）一般質問4人（4件）
 - 第3日目（5日）町長提出議案23件（条例の一部改正・補正予算）の審議
 - 第4日目（6日）人事案件2件と請願の審議
- ※5日と6日に行われた議案の審議概要は、次のとおりです。なお、一般質問は6ページから11ページに掲載しています。

消費税・地方消費税の税率 引き上げに関する条例改正

●松田町有施設使用条例の一部を改正する条例

●松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例

●松田町上水道事業加入負担金徴収条例の一部を改正する条例

●松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

●松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

●松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例



寄テニスコート

●松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

●松田町国民健康保険診療所の診療費その他の費用徴収条例の一部を改正する条例

●松田町立公民館条例の一部を改正する条例

●松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

●松田町児童館等の設

以上、14件の議案は平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、水道料など各種使用料等にかかる消費税を改正するものです。



寄自然休養村管理センター